

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第11号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表（3）の表25の項及び32の項」を「別表（4）の表20の項及び27の項」に改める。

別表（2）の表中39の項を41の項とし、38の項を40の項とし、37の項を39の項とし、同表36の項中「1件につき 75,000円」を「1件につき 67,000円」に改め、同項を同表38の項とし、同表10の項から35の項までを2項ずつ繰り下げ、同表9の項の次に次のように加える。

10	2以上の事業者による産業廃棄物処理特 例認定申請手数料	1件につき 147,000円
11	2以上の事業者による産業廃棄物処理特 例の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円

別表（2）の表に次のように加える。

42	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申 請手数料	1件につき 124,000円
43	汚染土壌処理業者の合併及び分割の承認 申請手数料	1件につき 124,000円
44	汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料	1件につき 124,000円

別表（3）の表を次のように改める。

(3) こども未来部関係

種類		金額
1	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	1件につき 4,000円
2	受胎調節実地指導員標識交付手数料	1件につき 3,400円
3	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	1件につき 2,800円
4	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	1件につき 2,800円
5	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	1件につき 2,500円
6	股関節超音波検査手数料	1件につき 2,800円

別表（４）の表中１３の項から１７の項までを削り、１８の項を１３の項とし、１９の項から３２の項までを５項ずつ繰り上げる。

別表（８）の表４の項中「１件につき ３７,７００円」を「１件につき ３３,９００円」に改め、同表５の項中「１件につき １７,０００円」を「１件につき １５,０００円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

##### （経過措置）

- 改正後の別表（２）の表３８の項並びに別表（８）の表４の項及び５の項の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。